

(議案その四)

令和六年十一月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和6年11月25日

島根県知事 丸 山 達 也

第155号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1
第156号議案	島根県手数料条例の一部を改正する条例	6
第157号議案	島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例 ...	8
第158号議案	島根県核燃料税条例	9
第159号議案	県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	15
第160号議案	警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	17
第161号議案	島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	30
第162号議案	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	31

第155号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県吏員恩給条例の一部改正)

第1条 島根県吏員恩給条例(昭和23年島根県条例第81号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「懲役若しくは禁錮^この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮^こ」を「拘禁刑」に改める。

第17条第3号及び第21条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第32条の2中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第41条第1項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例及び市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮^こ」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和27年島根県条例第7号)第5条第1項
- (2) 市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和31年島根県条例第38号)第6条第1項

(職員の給与に関する条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)第15条の6第3号及び第4号並びに第15条の7第1項第1号及び第3項第1号
- (2) 職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第8号)第10条の2第1項第1号及び第5項第2号、第10条の3の見出し及び第1項第1号、第10条の4第1項第1号並びに第10条の6第4項
- (3) 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)第

24条の2第3号及び第4号並びに第24条の3第1項第1号及び第3項第1号
(行政不服審査法施行条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 行政不服審査法施行条例(平成28年島根県条例第12号)第16条
- (2) 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年島根県条例第41号)附則
第5項及び第6項
- (3) 島根県情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年島根県条例第42号)
第17条及び附則第7項
- (4) 島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)第74条第1項
- (5) 金属くずの取扱いに関する条例(昭和32年島根県条例第27号)第16条及び
第17条
- (6) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成5年島根県条例第14号)第
11条第1項
- (7) 島根県迷惑行為防止条例(平成19年島根県条例第41号)第14条第1項、第
2項及び第5項から第7項まで
- (8) 島根県暴力団排除条例(平成22年島根県条例第49号)第25条第1項及び第
2項
- (9) 島根県屋外広告物条例(昭和49年島根県条例第21号)第25条
- (10) 島根県自然環境保全条例(昭和48年島根県条例第24号)第30条及び第31条
- (11) 島根県希少野生動植物の保護に関する条例(平成22年島根県条例第13号)
第38条及び第39条
- (12) 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年島根県条例第39
号)第19条
- (13) 島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和40年島根県条例第21号)第
30条第1項
(集団行進及び集団示威運動に関する条例及び島根県砂防指定地管理条例の一
部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和35年島根県条例第46号）第11条第1項

(2) 島根県砂防指定地管理条例（平成15年島根県条例第32号）第16条
（島根県公害防止条例の一部改正）

第6条 島根県公害防止条例（昭和45年島根県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第48条及び第48条の2中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第48条の3第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第49条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第7条 島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第8条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第9条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。次条及び第12条において同じ。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条第1号の規定による改正後の職員の給与に関する条例第15条の7第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第15条の8第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条第2号の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第10条の2第1項及び第5項、第10条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第10条の6第4項並びに職員の退職手当に関する条例第10条の6第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条第3号の規定による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例第24条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び

第3項（第3号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第25条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

第156号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表3の項第1号中「2,000円」の次に「（法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、4,000円）」を加える。

別表25の項左欄中「大麻取締法関係手数料」を「大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料」に改め、同項第1号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改め、同項第2号中「第10条第5項」を「第6条第3項」に、「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改め、同項第3号中「第10条第6項」を「第7条第3項」に、「大麻取扱者免許証」を「大麻草採取栽培者の免許証」に改める。

第2条 島根県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第3の項第1号中「2,000円（法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、4,000円）」を削り、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合

2,300円（電子
手続（旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号）第1条第2号に規定する方法をいう。以下この項において同じ。）により一般旅券の発給

イ 法第20条第2項の規定の適用を受け
る場合

を申請する場合
にあつては、
1,900円)
4,300円(電子
手続により一般
旅券の発給を申
請する場合に
あつては、
3,900円)

別表25の項第1号中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」
に、「6,700円」を「21,500円」に改め、同項第2号及び第3号中「大麻草採
取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定(別表25の
項の改正規定に限る。)は令和7年3月1日から、同条の規定(別表3の項の
改正規定に限る。)及び附則第3項の規定は令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定(別表3の項の改正規定に限る。)の施行の前にした一般旅
券の発給の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定(別表3の項の改正規定に限る。)の施行の前にした一般旅
券の発給の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

第157号議案

島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例

島根県水と緑の森づくり税条例（平成16年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和6年度」を「令和11年度」に改める。

第4条中「令和7年3月31日」を「令和12年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第158号議案

島根県核燃料税条例

(課税の根拠)

第1条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。
- (3) 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- (4) 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

(賦課徴収)

第3条 核燃料税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の定めるところによる。

(納税義務者等)

第4条 核燃料税は、発電用原子炉への核燃料の挿入又は発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額によって、当該発電用原子炉の設置者に課する。

- (1) 発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の34第2項に規定する廃止措置計画の認可（以下「廃止措置計画の認可」という。）を受けた同項に規定する廃止措置計画（第7条第3項において「認可を受けた廃止措置計画」という。）に係るものを除く。）への核燃料の挿入

価額割額

(2) 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 出力割額

2 前項第1号の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

(1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 原子炉等規制法第43条の3の11第3項の規定による使用前事業者検査に係る原子力規制委員会の確認を受けた日又は電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定による使用前検査に合格した日のいずれか遅い日（第3項において「使用前検査合格日」という。）

(2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の3の16第2項に規定する定期事業者検査（以下この号及び次項において「定期事業者検査」という。）の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該発電用原子炉の定期事業者検査が終了した日

(3) 前2号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

3 第1項第2号の発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業は、発電用原子炉を新規に設置した場合には、使用前検査合格日の翌日から起算して34月を経過した日又は定期事業者検査の期間内に核燃料の装荷が行われた定期事業者検査のうち最初の定期事業者検査が終了した日のいずれか早い日に開始されたものとする。

（課税期間）

第5条 この条例において「課税期間」とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次に掲げる各期間をそれぞれ一の課税期間とする。

(1) 4月1日から6月30日まで

(2) 7月1日から9月30日まで

(3) 10月1日から12月31日まで

(4) 1月1日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期

間を一の課税期間とみなす。

(1) 前項各号に掲げる各期間の中途において、前条第3項の規定により運転及び廃止に係る事業が開始されたものとされた場合（第3号の場合を除く。）

同項の規定により運転及び廃止に係る事業が開始されたものとされた日（以下この項において「開始日」という。）から当該開始日の属する前項に規定する期間の末日まで

(2) 前項各号に掲げる各期間の中途において、廃止措置計画の認可を受けた場合（次号の場合を除く。） 廃止措置計画の認可を受けた日の属する同項に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から同項に規定する期日の末日まで

(3) 前項各号に掲げる各期間の中途において、前条第3項の規定により運転及び廃止に係る事業が開始されたものとされ、かつ、廃止措置計画の認可を受けた場合 開始日から廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から前項に規定する期間の末日まで

（課税標準）

第6条 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料（発電用原子炉への当該核燃料の挿入に対して既に核燃料税が課され、又は課されるべきであつたものを除く。）の価額とし、出力割にあつては課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

2 前項の価額は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。

3 第1項の発電用原子炉の熱出力は、原子炉等規制法第43条の3の5第1項の規定により設置の許可を受けた発電用原子炉の同条第2項第3号の熱出力（原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定により変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更後の熱出力）とする。

4 課税期間が3月に満たない場合における第1項の発電用原子炉の熱出力は、

当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を3で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(税率)

第7条 価額割の税率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

(1) 第4条第2項第1号に掲げる核燃料の挿入の場合 100分の17

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 100分の8.5

2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、42,700円とする。

3 発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合における出力割の税率は、前項の規定にかかわらず、その廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月以後においては、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、63,000円とする。

(徴収の方法)

第8条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手續等)

第9条 価額割の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して2月(第4条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月)を経過する日の属する月の末日までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する価額割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

2 出力割の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割の課税標準たる熱出力、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(期限後申告等)

第10条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第276条第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定により申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額若しくは課税標準たる熱出力又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第11条 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知、法第278条第7項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第5項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(課税地等)

第12条 核燃料税の賦課徴収に関する島根県県税条例の適用については、同条例第4条第1項の表中

「

固定資産税	法第740条に規定する大規模の償却資産の所在地
-------	-------------------------

」

とあるのは

「

固定資産税	法第740条に規定する大規模の償却資産の所在地
核燃料税	発電用原子炉の所在地

」

と、同条例第5条中「この条例若しくはこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは島根県核燃料税条例(令和6年島根県条例第 号)若しくはこれらの条例に基づく規則」とする。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、前項の規則で定める日(以下「施行日」という。)以後の発電用原子炉への核燃料の挿入又は発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。
- 3 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)附則第7条第1項の規定の適用を受ける発電用原子炉(最初の核燃料の装荷が行われていないものに限る。)に対する第4条第2項第1号の規定の適用については、同号中「原子炉等規制法第43条の3の11第3項の規定による使用前事業者検査に係る原子力規制委員会の確認を受けた日」とあるのは、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第3条の規定による改正前の原子炉等規制法第43条の3の11第1項の規定による使用前検査に合格した日」とする。

(有効期限等)

- 4 この条例は、施行日から起算して5年間(次項において「適用期間」という。)その効力を有する。
- 5 この条例は、適用期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入又は発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、適用期間経過後においても、なおその効力を有する。

第159号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「及び」を「並びに」に改め、「含む。）」の次に「、産業教育手当及び定時制通信教育手当」を加える。

第25条の3第1項中「であって、当該農業」を「が当該農業」に、「ものを対象として、次に掲げる場合に」を「場合にその者に対して」に改め、同項各号及び同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「（同項各号に掲げる場合に該当するときに限る。）」を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 産業教育手当の月額、給料月額100分の5を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。

第25条の4第1項中「夜間の課程」を「夜間において授業を行うものであって、人事委員会規則で定めるもの」に改め、「）又は通信制の課程」の次に「（人事委員会規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、「をいう。以下この条において同じ。）」を対象として、次に掲げる場合」を「に限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 定時制通信教育手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。

(1) 定時制の課程 給料月額100分の3.5（管理職員にあっては、100分の2.5）

(2) 通信制の課程 給料月額100分の2（管理職員にあっては、100分の1.5）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

2 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第25条」の次に「、第25条の3、第25条の4」を加える。

第160号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「及び同表の53の項の保管場所標章の交付又は再交付の手数料」を削る。

別表第1の38の項の1中「1,550円」を「1,650円」に、「1,900円」を「1,950円」に改め、「免許証」の次に「又は免許情報記録（47の項において「免許証等」という。）」を、「できなかった者」の次に「（以下この表において「特定理由失効者」という。）」を加え、「800円」を「750円」に、「4,100円」を「3,900円」に改め、「行う試験」の次に「（以下この項において「技能試験」という。）」を、「提供する自動車」の次に「（以下この表において「貸与自動車」という。）」を加え、「6,600円」を「6,900円」に改め、同項の2中「1,750円」を「1,900円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者」を「特定理由失効者」に、「800円」を「750円」に、「2,550円」を「2,500円」に、「法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車」を「技能試験を貸与自動車」に、「3,350円」を「3,300円」に改め、同項の3中「1,750円」を「1,850円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者」を「特定理由失効者」に、「800円」を「750円」に、「2,600円」を「2,800円」に、「法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車」を「技能試験を貸与自動車」に、「4,050円」を「4,550円」に改め、同項の4中「1,900円」を「1,950円」に、「政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者」を「特定理由失効者」に、「800円」を「750円」

に、「1,500円」を「1,600円」に改め、同項の5中「1,700円」を「1,800円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者」を「特定理由失効者」に、「800円」を「750円」に、「4,800円」を「4,500円」に、「法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車」を「技能試験を貸与自動車」に、「7,650円」を「7,450円」に改め、同項の6中「1,700円」を「1,800円」に、「1,550円」を「1,650円」に、「2,900円」を「2,950円」に、「法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車」を「技能試験を貸与自動車」に、「4,350円」を「4,700円」に改め、同表の38の2の項の1中「3,900円」を「3,950円」に、「公安委員会が提供する自動車」を「貸与自動車」に、「6,400円」を「6,950円」に改め、同項の2中「3,750円」を「3,850円」に、「公安委員会が提供する自動車」を「貸与自動車」に、「4,550円」を「4,650円」に改め、同表の39の項中「1,400円」を「1,350円」に、「公安委員会が提供する自動車」を「貸与自動車」に、「2,850円」を「3,100円」に改め、同表の40の項の1を次のように改める。

<p>1 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証</p>	
<p>(1) 特定理由失効者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの(以下この表において「特定試験免除者」という。)に対する</p>	<p>1件につき 2,100円 (日を同じくして第1種運転免許又は第2種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者(以下この表において「複数免許取得者」という。)に対する交付にあつては、1,900</p>

交付	円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)
(2) (1)に掲げる者以外の者に対する交付	1件につき 2,350円 (複数免許取得者に対する交付にあつては、2,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)
(3) 法第95条の2第11項の規定による申請をした者に対する交付	1件につき 2,550円

別表第1の40の項の2中「1,150円」を「1,100円」に改め、同表の41の項中「2,250円」を「2,600円」に、「1,150円」を「1,050円」に改め、同表の41の4の項中「3,550円」を「3,650円」に改め、同項を同表の41の5の項とし、同表中41の3の項を41の4の項とし、同表の41の2の項中「1,450円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,150円」に改め、同項を同表の41の3の項とし、同表の41の項の次に次のように加える。

41の2 道路交通法(以下この項において「法」という。)第95条の2第3項の規定に基づく特定免許情報の記録を受けようとする者	1 法第95条の2第2項に規定する特定免許情報の記録 (1) 特定試験免除者が法第95条の2第6項の規定による申出をする場合	1件につき 1,350円 (複数免許取得者に係る記録にあつては、1,150円に、与える免
--	---	---

		許 1 種類ごとに200円 を加えた額)
(2)	(1)に掲げる者以外 の者が法第95条 の 2 第 6 項の規定 による申出をする 場合	1 件につき 1,550円 (複数免許取得者に係 る記録にあっては、 1,350円に、与える免 許 1 種類ごとに200円 を加えた額)
(3)	法第101条の 4 の 2 第 2 項の規定 による申出(以下 この表において 「更新時不交付申 出」という。)を する場合	1 件につき 800円
(4)	法第95条の 2 第 6 項の規定による 申出及び更新時不 交付申出のいずれ もしない場合	1 件につき 1,500円 (法第92条第 1 項、第 95条の 2 第11項若しく は第101条の 4 の 2 第 1 項の規定による免許 証(仮運転免許に係る ものを除く。)の交付 又は法第94条第 2 項の 規定による免許証(仮 運転免許に係るものを 除く。)の再交付と同 時に記録を受ける場合

	<p>2 法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定又は法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え</p>	<p>にあつては、100円) 1件につき 1,550円 (免許証(仮運転免許に係るものを除く。) 及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者(以下この項において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。)に係る書換えにあつては100円、複数免許取得者(免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。)に係る書換えにあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)</p>
--	---	--

別表第1の43の項中「23,400円」を「23,750円」に、「19,500円」を「19,800円」に、「14,700円」を「14,450円」に、「21,500円」を「22,200円」に改め、同表の45の項中「14,550円」を「15,100円」に、「11,850円」を「12,000円」に、「9,650円」を「9,950円」に、「12,450円」を「12,850円」に改め、同表の46の項の1中「1,900円」を「2,050円」に、「公安委員会が提供する自動車」を「貸与自動車」に、「4,400円」を「5,050円」に改め、同項の2中「1,750円」を

「1,950円」に、「公安委員会が提供する自動車」を「貸与自動車」に、「2,550円」を「2,750円」に改め、同項の3中「1,650円」を「1,800円」に、「公安委員会が提供する自動車」を「貸与自動車」に、「3,100円」を「3,550円」に改め、同項の4中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表の47の項及び47の2の項を次のように改める。

<p>47 道路交通法（以下この項において「法」という。）第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証等の有効期間の更新を受けようとする者</p>	<p>1 免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）</p> <p>(1) 法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この項において「経由申請」という。）をする場合</p> <p>(2) 更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。）</p> <p>(3) 経由申請及び更新時不交付申出のいずれもしない場合</p>	<p>1 件につき 2,750円</p> <p>1 件につき 1,300円</p> <p>1 件につき 2,850円</p>
---	---	--

	<p>2 免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）</p>	1 件につき	1,000円
	<p>(1) 経由申請をする場合であって、法第101条の2の2第3項の規定による申出（以下この項及び次項において「経由地書換申出」という。）をするとき。</p>		
	<p>(2) 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき。</p>	1 件につき	1,950円
	<p>(3) 経由申請をしない場合</p>	1 件につき	2,100円
	<p>3 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新</p>		
	<p>(1) 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をす</p>	1 件につき	2,500円

	るとき。 (2) 経由申請をする 場合であって、経 由地書換申出をし ないとき。 (3) 経由申請をしな い場合	1 件につき 2,850円 1 件につき 2,950円
47の2 道路交通法第 101条の2の2第1項 の規定に基づく更新申 請の経由を受けようと する者	1 経由地書換申出を する場合 2 経由地書換申出を しない場合	1 件につき 1,700円 1 件につき 750円

別表第1の47の3の項中「第104条の4第6項（同法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を「第105条の2第2項」に改め、「交付」の次に「（47の5の項において「運転経歴証明書の交付」という。）」を加え、「1,100円」を「1,150円」に改め、同表の47の4の項中「道路交通法第104条の4第7項（同法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を「道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の11第1項」に改め、「再交付」の次に「（次項において「運転経歴証明書の再交付」という。）」を加え、「1,100円」を「1,150円」に改め、同項の次に次のように加える。

47の5 道路交通法第 105条の2第4項の規 定に基づく運転経歴情 報の記録を受けようと する者		1 件につき 900円 （運転経歴証明書の交 付又は運転経歴証明書 の再交付と同時に記録 を受けるときは、100円）
---	--	--

別表第1の48の項中「2,350円」を「2,250円」に改め、同表の49の項の1中「750円」を「850円」に改め、同項の2中「2,350円」を「2,400円」に改め、同項の4中「4,450円」を「4,650円」に、「3,500円」を「3,800円」に、「2,800円」を「3,050円」に改め、同項の5中「4,150円」を「4,300円」に、「4,000円」を「4,200円」に改め、同項の6中「1,500円」を「1,750円」に改め、同項の7中「3,100円」を「3,200円」に改め、同項の8中「1,400円」を「1,850円」に改め、同項の9中「750円」を「900円」に改め、同項の10中「2,150円」を「2,300円」に、「2,050円」を「2,150円」に、「2,700円」を「2,850円」に、「2,550円」を「2,700円」に、「2,450円」を「2,550円」に改め、同項の11を次のように改める。

<p>11 法第108条の2第 1項第11号に掲げる 講習</p>	<p>1講習につき 500円 (公安委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下この項において「オンライン講習」という。)にあっては、 200円)</p>
<p>(2) 法第95条の6第</p>	<p>1講習につき 800円</p>

<p>1 項の表の備考 1 の八に規定する一般運転者に対する講習</p>	<p>(オンライン講習にあっては、200円)</p>
<p>(3) 法第95条の 6 第 1 項の表の備考 1 の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者 (道路交通法施行令第33条の 7 第 2 項の基準に該当しない者をいう。以下この項において同じ。) でないものに対する講習</p>	<p>1 講習につき 1,400円</p>
<p>(4) 法第95条の 6 第 1 項の表の備考 1 の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習</p>	<p>1 講習につき 800円 (オンライン講習にあっては、200円)</p>
<p>別表第 1 の49の項の12中「6,450円」を「6,600円」に、「2,900円」を「2,950円」に改め、同項の13を次のように改める。</p>	
<p>13 法第108条の 2 第</p>	

1 項第13号に掲げる
講習

(1) 自動車等（これ
に準ずるものとし
て道路交通法施行
規則第33条第5項
第1号ホに規定す
る運転シミュレー
ターを含む。）を
使用する指導（以
下この項において
「実車等指導」と
いう。）を含む講
習

1 講習につき 12,900円

(2) 実車等指導を含
まない講習

1 講習につき 9,350円

別表第1の49の項の14中「2,250円」を「2,600円」に改め、同項中

15 法第108条の2第 1項第15号又は第16 号に掲げる講習	講習1時間につき 2,000円	を
--	--------------------	---

15 法第108条の2第 1項第15号に掲げる 講習	講習1時間につき 2,100円	に改め、同表の50の項中
16 法第108条の2第 1項第16号に掲げる	講習1時間につき 2,050円	

講習	
----	--

「900円」を「1,000円」に改め、同表中53の項を削り、54の項を53の項とし、55の項から61の項までを1項ずつ繰り上げ、61の2の項を61の項とする。

別表第2の1の項中「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に改め、同表の2の項中「6,700円」を「6,350円」に、「6,100円」を「6,250円」に、「2,100円」を「1,900円」に、「7,400円」を「7,750円」に改め、同表の5の項中「2,350円」を「2,600円」に、「1,900円」を「1,850円」に、「2,650円」を「2,550円」に改め、同表の6の項中「2,050円」を「2,000円」に、「2,550円」を「2,400円」に、「3,700円」を「3,750円」に改め、同表の7の項中「2,550円」を「2,600円」に改め、同表の備考1中「2,350円」を「2,950円」に、「1,100円」を「1,350円」に改め、同表の備考2中「500円」を「550円」に、「300円」を「350円」に改める。

別表第3の1の項中「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に改め、同表の2の項中「2,050円」を「2,100円」に改め、同表の4の項及び5の項中「1,300円」を「1,350円」に改め、同表の6の項中「1,500円」を「1,550円」に改め、同表の7の項中「2,550円」を「2,600円」に改め、同表の備考1中「2,400円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「2,850円」を「2,950円」に改め、同表の備考2中「準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円」を「準中型自動車免許に係る教習指導員審査については200円」に、「特定第1種運転免許に係る教習指導員審査については150円」を「特定第1種運転免許に係る教習指導員審査については50円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定及び別表第1の53の項を削り、54の項を53の項とし、55の項から61の項までを1項ずつ繰り上げ、61の2の項を61の項とする改正規定は、令和7年4月1日か

ら施行する。

第161号議案

島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第23条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第24条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第162号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第31号左欄の(6)中「第3条第5項」を「第4条第7項」に改め、同欄の(14)中「及び(16)」を「から(17)まで」に改め、同欄中(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、同欄の(16)中「第51条第4項」を「第51条第5項」に改め、同欄中(16)を(17)とし、同欄の(15)中「第51条第3項」を「第51条第4項」に改め、同欄中(15)を(16)とし、(14)の次に次のように加える。

- (15) 法第51条第3項の規定による原状回復等の措置を講ずることの命令に従わなかった旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項の公表

第2条の表第32号から第34号までを次のように改める。

<p>32 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可</p> <p>(2) 法第18条第7項の規定による通知及び公告</p>	<p>(1)及び(2)に係る事務（法第18条第2項第1号口又は第2号口に規定する土地（以下「農地中間管理権の設定等を受ける土地」という。）が同条第5項第6号口に掲げる土地に該当する場合を除く。）にあっては松江市、(1)及び(2)</p>
--	--

に係る事務（農地中間管理権の設定等を受ける土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（農地法附則第2項第3号に規定する場合で農林水産大臣との協議を要するものに限る。）又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合を除く。）にあっては浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町及び隠岐の島町

33及び34 削除

附 則
（施行期日）

1 この条例中第2条の表第31号の改正規定は食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第62号）附則第1条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、同表第32号から第34号までの改正規定及び次項の規定は令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表第32号の規定は、この条例の施行の日以後に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づきなされた認可その他の行為に係る事務の処理について適用し、同日前に同法に基づきなされた認可その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。